

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| No | 20 | 府省庁名 農林水産省 |
|--------------|---|------------|
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長 | |
| 要望内容 (概要) | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」という。）の所有者等のうち、当該被災償却資産に代わる償却資産（以下、「被災代替償却資産」という。）を一定の被災地域内において取得又は改良する者は、固定資産税の特例措置を受けることができる。 ・特例措置の内容 現在、被災償却資産の所有者が、令和6年3月31日までの間に、一定の被災地域内において被災代替償却資産を取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置を受けることができるが、今後も被災者による被災代替償却資産の取得が継続すると見込まれることから、本特例措置の適用期限を令和8年3月31日まで2年間延長する。 | |
| 関係条文 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">地方税法附則第56条第12項</div> | |
| 減収見込額 | [初年度] — (—) [平年度] — (▲0.6) [改正増減収額] — (単位：百万円) | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島の原子力災害被災地域では、帰還困難区域の一部で避難指示の解除や立入規制の緩和がされるなど、段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況</p> <p>○ 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県86% (R2.10)、宮城県80% (R3.3)、福島県85% (R5.6) となっており、また、中小機構仮設施設入居事業者等状況調査 (R5.3) によれば、仮設入居事業者の今後に関する（回答事業者数82者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が7者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が14者いるという状況にある。</p> <p>このような事業活動の状況下において、岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して復興庁が実施したアンケート調査結果 (R5.5) によると、被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある。(R2:44件、R3:43件、R4:46件)</p> <p>② 面整備の状況</p> <p>○ 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和5年度に約42.8ha、令和6年度以降に約106.8haの供給予定 (R5.5) となっており、令和6年度以降も事業再開等のための被災代替償却資産の取得等が見込まれる。</p> | |

また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月末時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、被災事業者等が事業再開する場合にも同程度の時間を要すると考えられることから、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等のための被災代替償却資産の取得等は令和6年度以降も見込まれる。

このように、令和6年度以降も事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和8年3月31日まで2年間の延長を要望する。

本要望に
対応する
縮減案

—

| | | |
|-----------|-------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）（抄）</p> <p>II. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>(2) 法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。 <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）（抄）</p> <p>1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組</p> <p>(1) 地震・津波被災地域</p> <p>地震・津波被災地域においては、（中略）産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、（中略）今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。</p> <p>(2) 原子力災害被災地域</p> <p>原子力災害被災地域においては、（中略）帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、（中略）段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(5) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進」</p> |
| | | <p>政策の達成目標</p> <p>被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現</p> |
| 政策目標の達成状況 | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | <p>延長期間 2年間（令和6年4月1日から令和8年3月31日）</p> |
| | 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標に同じ |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 岩手県の被災12市町村の商工会議所又は商工会員の事業再開率：86%（令和2年10月1日現在） 宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会員の事業再開率：80%（令和3年3月31日現在） 福島県の避難指示区域等所在商工会員の事業再開率：85%（令和5年6月20日現在） |

| | | |
|-----------------------------|--|--|
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 令和6年度 20件 令和7年度 1件 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開や事業拡大する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 被災代替資産の特別償却（震災特例法第11条の2、第18条の2、第26条の2） |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 本特例措置は、被災代替償却資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。 |
| 税負担軽減措置等の適用実績 | 「固定資産の価格等の概要調書」（総務省調べ）から減収額を算出 | |
| | 平成24年度 650百万円 平成25年度 1,418百万円 平成26年度 2,070百万円 平成27年度 1,722百万円 平成28年度 1,208百万円 平成29年度 799百万円 平成30年度 358百万円 令和元年度 45百万円 令和2年度 209百万円 令和3年度 20百万円 令和4年度 12百万円 | |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — | — |
| 前回要望時の達成目標 | | — |

| | |
|-----------------------------|--|
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 平成 23 年度 創設 平成 28 年度 適用期間を 3 年間延長（平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで） 令和元年度 適用期間を 2 年間延長（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで） 令和 3 年度 適用期間を 3 年間延長（令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで） |